

資料編

1 策定の経緯及び関連資料

- (1) 「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定の経緯
- (2) 埼玉県男女共同参画審議会委員名簿

2 関係機関の支援ネットワーク

埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議設置要綱

3 関係法令

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）
- (2) 埼玉県男女共同参画推進センター条例（平成十三年十二月二十八日条例第七十九号）
- (3) 埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和五年十二月二十六日条例第三十八号）

1 策定の経緯及び関連資料

(1) 「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定の経緯

ア 知事から「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画素案」の策定について諮問
(令和5年8月30日付け人男女第239号)

イ 埼玉県男女共同参画審議会

開催日	開催	主な議題
令和5年8月30日	第64回	埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定について
令和6年1月22日	第65回	埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画(案)について

ウ 埼玉県男女共同参画審議会からの答申

「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画について(答申)」
(令和6年1月31日男女審第1号)

エ 県民意見の募集

県民コメントの実施(令和5年10月17日から11月15日、意見数 188件)

オ 県議会における報告

埼玉県議会2月定例会総務県民生活委員会で「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画(案)」を行政課題報告(令和6年3月6日)

(2) 埼玉県男女共同参画審議会規則及び委員名簿

ア 埼玉県男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

(委員)

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 学識経験のある者
- 二 男女共同参画の推進に関する活動を行っている者
- 三 市町村の長
- 四 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日)

(50音順、敬称略)

氏名	所属・役職 等	備考
安藤 哲也	特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン 代表理事・ファウンダー	
石井 正	公募	
石阪 督規	埼玉大学基盤教育研究センター教授	会長代理
臼田 和弘	(一社)埼玉県経営者協会幹事	
河田 晃明	羽生市長	
小林 義治	(株)埼玉新聞社クロスメディア局長兼県北支社長 兼デジタル事業部長	
櫻田 今日子	独立行政法人国立女性教育会館 総務課長	
佐藤 成美	埼玉県立浦和第一女子高等学校校長	令和5年4月1日～
柴崎 勉	皆野町長	
杉田 真衣	東京都立大学人文社会学部准教授	
知久 いづみ	日本女医会埼玉支部理事	
徳田 玲亜	弁護士	

布柴 靖枝	文教大学人間科学部教授	会長
原 恵美子	ロータリー株式会社代表取締役社長 サイタマ・レディース経営者クラブ副会長	
辺田 幸子	埼玉労働局雇用環境・均等部長	令和5年4月1日～
宮田 祐子	公募	
目崎 友貴	NTT 労働組合北関東信越総支部 情報労連埼玉県協議会幹事	令和5年9月1日～

(令和6年1月31日現在)

2 関係機関の支援ネットワーク

埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議設置要綱

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性及びドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の被害者に対する支援等（以下「困難な問題を抱える女性支援等」という。）を行うため、埼玉県困難な問題を抱える女性支援等対策関係機関連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 連携会議は、次の事項を目的として行う。

- (1) 困難な問題を抱える女性支援等を行うために、関係機関と連携体制を構築する。
- (2) 困難な問題を抱える女性支援等を行うために、必要な情報の交換及び支援の内容に関する協議を行う。
- (3) 困難な問題を抱える女性支援等の推進のため、困難な問題を抱える女性支援並びにDV防止及びDV被害者支援に係る県の基本計画の進捗状況等について構成員から意見を聞く。
- (4) その他、困難な問題を抱える女性支援等に必要な事項を検討する。

(構成)

第3条 連携会議は、別表の構成団体の推薦等による者（以下「構成員」という。）により行う。

2 議長は埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課長をもって充てる。

(会議)

第4条 連携会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 議長に事故があるとき、又は欠けるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 3 議長は必要に応じて、構成員以外の関係者から意見を聞くことができる。

(秘密保持義務)

第5条 連携会議の構成員又は構成員であった者は、正当な理由がなく、連携会議に関して知り得た個人情報等の埼玉県情報公開条例第10条に該当する事項を漏らしてはならない。

(会議の公開・非公開)

第6条 連携会議は、原則、非公開とする。

(事務局)

第7条 連携会議の事務局は、埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営について必要な事項は事務局が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連携会議設置要綱は、廃止する。

別表（第3条関係）

さいたま地方法務局人権擁護課 日本司法支援センター埼玉地方事務所 さいたま地方裁判所
--

防犯・交通安全課
社会福祉課
少子政策課
こども安全課
県福祉事務所
精神保健福祉センター
中央児童相談所
健康長寿課
教育局人権教育課
警察本部警務課
警察本部人身安全対策課
さいたま市及び関係市町村
埼玉県医師会
埼玉県看護協会
埼玉弁護士会
困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援民間団体
埼玉県母子生活支援施設協議会
埼玉県民生委員・児童委員協議会
埼玉県人権擁護委員連合会
男女共同参画推進センター
人権・男女共同参画課

3 関係法令等

(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)

第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)

第四章 雑則(第十六条—第二十二條)

第五章 罰則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受け取ることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(2) 埼玉県男女共同参画推進センター条例（平成十三年十二月二十八日条例第七十九号）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 本所（第三条—第十五条）

第三章 支所（第十六条—第十九条）

第四章 雑則（第二十条）

附則

第一章 総則

追加〔令和五年条例三七号〕

（設置）

第一条 男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するため、埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、次に掲げる施設とする。

一 埼玉県男女共同参画推進条例（平成十二年埼玉県条例第十二号）第十一条の総合的な拠点施設

二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下「困難女性支援法」という。）第九条第一項の女性相談支援センター

三 困難女性支援法第十二条第一項の女性自立支援施設

四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第三条第一項の配偶者暴力相談支援センター

3 センターは、本所及び支所で構成し、それぞれ次に掲げる場所に設置する。

一 本所にあつては、さいたま市中央区新都心二番地二

二 支所にあつては、さいたま市

一部改正〔平成一四年条例七四号・一五年六九号・令和五年三七号〕

(業務)

第二条 本所は、次に掲げる業務を行う。

- 一 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - 二 男女共同参画の推進に関する相談に関すること。
 - 三 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催に関すること。
 - 四 男女共同参画の推進に関する県民の自主的な活動及び交流の支援に関すること。
 - 五 男女共同参画の推進に関する調査研究に関すること。
 - 六 困難女性支援法第九条第三項第一号及び第三号から第五号までに掲げる業務(緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものを除く。)に関すること。
 - 七 配偶者暴力防止法第三条第三項第一号、第二号及び第四号から第六号まで(配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。次項第四号において同じ。)に掲げる業務(緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものを除く。)に関すること。
 - 八 セミナー室、視聴覚セミナー室、和室、準備室及び情報ライブラリー並びに附属設備の利用に関すること。
 - 九 その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- 2** 支所は、次に掲げる業務を行う。
- 一 困難女性支援法第九条第三項第一号及び第三号から第五号までに掲げる業務(緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものに限る。)に関すること。
 - 二 困難女性支援法第九条第三項第二号に掲げる業務に関すること。
 - 三 困難女性支援法第十二条第一項の自立支援に関すること。
 - 四 配偶者暴力防止法第三条第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる業務(緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものに限る。)に関すること。

五 配偶者暴力防止法第三条第三項第三号(配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。)に掲げる業務に関すること。

六 配偶者暴力防止法第五条の被害者の保護に関すること。

一部改正〔平成二三年条例一三号・令和五年三七号〕

第二章 本所

追加〔令和五年条例三七号〕

(休館日)

第三条 本所の休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。

2 知事は、本所の管理上必要があるときは、臨時に本所の休館日を定めることができる。

一部改正〔令和五年条例三七号〕

(利用時間)

第四条 本所を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

一 月曜日から土曜日まで(次号に規定する休日を除く。) 午前九時三十分から午後九時まで

二 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日 午前九時三十分から午後五時三十分(セミナー室、視聴覚セミナー室、和室及び準備室(以下「セミナー室等」という。)にあっては、午後五時)まで

一部改正〔平成二三年条例一三号・令和五年三七号〕

(利用の許可)

第五条 セミナー室等又は附属設備を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

一 本所の管理上支障があると認められるとき。

二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

三 その他本所の設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第一項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

一部改正〔令和五年条例三七号〕

(利用期間)

第六条 セミナー室等を引き続き利用することができる期間は、五日とする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第七条 第五条第一項の許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第八条 知事は、本所の利用者の遵守事項を定め、及び本所の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

一部改正〔令和五年条例三七号〕

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第九条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は本所の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

一 第五条第三項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

二 第七条の規定に違反したとき。

三 第十三条の規定に違反したとき。

四 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

一部改正〔平成一七年条例一六号・令和五年三七号〕

(原状回復)

第十条 利用権利者は、その利用を終わったときは、速やかに当該利用に係るセミナー室等又は附属設備を原状に復ししなければならない。前条第一項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第十一条 本所の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に本所の施設若しくは設備を損傷し、又は本所の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

一部改正〔令和五年条例三七号〕

(立入りの禁止等)

第十二条 知事は、本所内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、本所からの退去を命ずることができる。

一部改正〔令和五年条例三七号〕

(使用料)

第十三条 セミナー室等又は附属設備の利用権利者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例一六号〕

(使用料の減免)

第十四条 知事は、特別の必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一七年条例一六号〕

(使用料の還付)

第十五条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- 一 本所の管理上特に必要があるため、知事が利用の許可を取り消したとき。
- 二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、セミナー室等又は附属設備を利用することができないとき。

一部改正〔平成一七年条例一六号・令和五年三七号〕

第三章 支所

追加〔令和五年条例三七号〕

(入所の承認)

第十六条 支所に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けることができる者は、困難女性支援法第二条の困難な問題を抱える女性又は配偶者暴力防止法第一条第二項の被害者(配偶者暴力防止法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。)であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 疾病のため医療機関に入院し医療を受ける必要のある者
- 二 常時の介護を必要とする者
- 三 薬物の常用等により支所の他の入所者の保護等に著しい支障を及ぼすおそれのある者

追加〔令和五年条例三七号〕

(入所期間及び入所定員)

第十七条 支所の入所期間及び入所定員は、次の表のとおりとする。

区分	入所期間	入所定員
一時保護のための施設	二週間以内(ただし、知事が認めるときは、入所後おおむね四週間の範囲内で延長することができる。)	二十人
自立支援のための施設	一年以内	

追加〔令和五年条例三七号〕

(退所)

第十八条 支所に入所した者(以下この条において「入所者」という。)は、知事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退所しなければならない。

- 一 自立して生活することが可能となったとき。
- 二 おおむね三月以上医療機関に入院し、医療を受けることが見込まれるとき。

三 支所以外の施設でその者の保護等のため適当と認められるものへ入所することができることとなったとき。

2 入所者が無断で三日以上外泊した場合は、退所したものとみなす。

3 知事は、入所者がこの条例に基づく規則又は当該規則に基づく命令に違反したときは、退所を命ずることができる。

追加〔令和五年条例三七号〕

(準用)

第十九条 第十一条及び第十二条の規定は、支所について準用する。この場合において、同条中「退去」とあるのは、「退去又は退所」と読み替えるものとする。

追加〔令和五年条例三七号〕

第四章 雑則

追加〔令和五年条例三七号〕

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例一六号・令和五年三七号〕

附 則

この条例は、平成十四年四月二十一日から施行する。

附 則(平成十四年十二月二十四日条例第七十四号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成十五年七月十五日条例第六十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十七年三月二十九日条例第十六号)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

2 改正後の第十三条から第十五条までの規定は、施行の日以後に許可の申請のあった利用について適用し、同日前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。

附 則(平成二十三年三月十八日条例第十三号)

この条例は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、別表第一号の表の改正規定中セミナー室五の項を削る部分は、同年七月十五日から施行する。

附 則(平成二十六年三月二十七日条例第二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(平成三十一年三月十九日条例第二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(令和五年十二月二十六日条例第三十七号)

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(埼玉県婦人相談センター条例の廃止)

2 埼玉県婦人相談センター条例(昭和六十一年埼玉県条例第十一号)は、廃止する。

(埼玉県婦人相談センター条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の埼玉県婦人相談センター条例(以下「廃止前の条例」という。)による埼玉県婦人相談センターの入所の承認を受けている者は、改正後の埼玉県男女共同参画推進センター条例(以下「改正後の条例」という。)第十六条第一項の規定による承認を受けたものとみなして、改正後の条例の規定の適用を受けるものとする。

4 知事がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にした廃止前の条例第四条の規定による退所の命令については、施行日以後においても改正後の条例第一条第三項の支所に係るものとして、なおその効力を有する。

別表(第十三条関係)

一 セミナー室等

施設の名称	使用料(円)			
	午前	午後	夜間	
セミナー室一	三、三〇〇	五、二八〇	三、九六〇	
セミナー室二	三、三〇〇	五、二八〇	三、九六〇	
セミナー室三	一、六五〇	二、六四〇	一、九八〇	
セミナー室四	一、六五〇	二、六四〇	一、九八〇	
視聴覚セミナー室		五、九四〇	九、三五〇	七、〇四〇
和室	二、八六〇	四、五一〇	三、四一〇	
準備室一	八八〇	一、四三〇	一、一〇〇	
準備室二	八八〇	一、四三〇	一、一〇〇	

備考 午前とは午前九時三十分から正午まで、午後とは午後一時から午後五時まで、夜間とは午後六時から午後九時までをいう。

二 附属設備

規則で定める額

一部改正〔平成一七年条例一六号・二三年一三号・二六年二号・三一年二号〕

(3) 埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和五年十二月二十六日条例第三十八号）